

フィットテスト実施者 養成講座のご案内

金属アーク溶接等作業を継続して屋内で行う作業場では、2023年4月1日から溶接作業員に対して1年以内に1回、呼吸用保護具(マスク)のフィットテスト実施が義務付けられました

特定化学物質障害予防規則第38条の21第7項、令和2年厚生労働省告示第286号第3条

2024年4月1日からは、作業環境測定の結果が第3管理区分で、作業員に呼吸用保護具(マスク)を使用させる場合にも、同様にフィットテストの実施が義務付けられました

令和4年厚生労働省告示第341号

フィットテスト実施者とは、事業場内でフィットテストを実施する方、または、事業者の委託を受けてフィットテストを実施する方のことです

当協会の講習会の特色

- ✓ 防じんマスクなどの検定試験を実施している検定員をはじめ、マスクの知識や経験豊富な講師陣が教えます。
- ✓ 短縮定量的フィットテストに対応した3社の測定器でフィットテスト体験ができます

TSI社製 PORTACOUNT8048

柴田科学社製 MT-11D

日本カノマックス社製 AccuFIT9000PRO



カリキュラム

「フィットテスト実施者に対する教育実施要項」(令和3年4月6日付け厚生労働省通達)に基づく教育で、建設業、製造、その他すべての業種に対応しています。

学科教育：オンラインで実施(実技教育の約2週間前より動画配信)

実技教育：以下のとおり

※タイムテーブルは会場の都合等により変更の可能性があります

10:30~40 10:40~11:40 11:40~12:40 12:40~13:15 13:15~14:10 14:10~20 14:20~15:15 15:15~35

ガイダンス	フィットテストの準備方法(講義)	昼食休憩	お持ちのマスクで測定体験 & 計測器見学	フィットテストの実施方法(実技)-1	休憩	フィットテストの実施方法(実技)-2	質疑応答 修了証授与 閉講挨拶
-------	------------------	------	----------------------	--------------------	----	--------------------	-----------------------

主催：  公益社団法人
産業安全技術協会
TIIS Technology Institution of Industrial Safety

埼玉県狭山市広瀬台2丁目16-26

